

現計画における概要

基本方針③：「快適」を感じる ※※現行計画（概要版）から抜粋※

■自転車ネットワーク路線の選定および自転車ネットワーク計画の策定

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月）国土交通省 道路局 警察庁 交通局」を参考に、平成 26 年度に実施した自転車利用者アンケート調査結果の他、自転車・歩行者の交通状況（道路交通センサス）、自転車の交通事故発生箇所（草津警察署データ）、自転車通行環境整備モデル地区（滋賀国道事務所）、草津市バリアフリー基本構想、および現場状況等を選定要素として、自転車ネットワーク路線を選定しています。

対象範囲については、自転車をよく利用する路線が多い J R 草津駅と J R 南草津駅を中心とした面的な自転車ネットワークとしています。

また、広大な琵琶湖を有する滋賀県全体の広域的な展開を視野に入れながら、自転車の活用を進めていくため、草津川跡地に設置予定の自転車歩行者道などを自転車ネットワーク路線として選定いたします。



<凡例>

- : 自転車誘導帯
- : 自転車専用通行帯
- : 車道混在

○自転車誘導帯（通行帯区分明示）の例



【現状】

- 自転車走行環境の整備延長：+5.4km
- 全体の整備進捗率：約 3 割

【対応】

- ネットワーク計画の見直しを検討

一定の進捗はあるものの、より一層の走行環境の整備を進める必要がある。

見直しの方向性

ネットワーク路線の選定

- ・対象路線は基本的に維持しながら、上位計画（滋賀県計画）を踏まえ、広域的に面的なネットワークを構築する路線の追加を検討。
- ・整備済み路線についても、継続して選定する。（面的ネットワークの構築のため）

整備形態の分類等の変更

- ・国の第 3 次自転車推進計画等で示される整備形態の検討。

優先整備路線の設定

- ・選定路線内で優先度合に差はないものの、整備の容易さや安全性・快適性の向上などの観点から整備優先度を検討する。
- ・整備に濃淡をつけて「選択と集中」を明確化

【今後のスケジュール】

- 9 月以降 関係機関（各道路管理者）と調整
- 10 月 第3回自転車委員会にて素案を審議（以後、第2次草津市自転車安全安心利用促進計画と同じ）